

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	健康福祉部 こども家庭支援課
委 託 業 務 番 号	令和5年度 長こ第28号
委 託 業 務 名 称	ながはま・ファミリー・サポート・センター事業委託
委 託 業 務 場 所	長浜市高田町12番34号
業 務 の 概 要	<p>育児の支援を受けたい者および援助ができる者を会員として登録し、会員相互の援助活動に関する連絡、調整を行うセンターを運営するため、次の業務を行うこと。</p> <p>(1) 会員の募集、登録その他会員組織に関する業務 (2) 会員による援助活動の調整に関する業務 (3) 援助活動の研修および指導に関する業務 (4) 会員間の交流に関する業務 (5) 関係機関との連絡調整に関する業務 (6) センターの広報に関する業務 (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要な業務</p>
履 行 期 間	令和5年4月1日 から 令和6年3月31日
契 約 年 月 日	令和5年4月1日
契 約 額 (税 込)	3, 822, 000円
契 約 の 相 手 方	<p>[所 在 地 又 は 住 所] 長浜市湖北町速水2745番地</p> <p>[商 号 又 は 名 称] 社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会 会長 平井 和子</p>
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>本契約の性質又は目的が以下の理由により、競争入札に適しないものに該当することから、一者随意契約の方法によることとした。</p> <p>(1) 地域福祉計画と理念を共有する「地域福祉活動計画」を策定し、地域ごとにコーディネーターを配置して福祉のまちづくりを推進されている。 (2) 地域とのつながりも強く地域のボランティアを熟知されており、市全域で「まかせて会員」の人材確保ができる唯一の団体である。 (3) 社会福祉の専門職も配置されており、安定的、かつ持続可能な運営ができると判断できる。</p>
根 拠 規 定	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する項目に○印)</p> <p>(1) 売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあっては、予定賃貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>